

藤原宮第5・6・7次の調査

—鴨公小学校建設予定地の調査—

第3図 第5次 昭和47年3月～8月 31.4a
第6次 昭和47年7月～10月 24.0a
第7次 昭和47年10月～48年3月 32.9a

現在、大極殿跡北側の一郭を占めている鴨公小学校は、藤原宮跡の保存計画に伴い、現在位置の西南約400mに移転することになった。移転予定地は、繩手池と飛弾から醍醐へ通じる市道とに挟まれた約200aで、現在はすべて水田になっている。この地域は、藤原宮の宮域の西辺、西面中門以南の官庁地域にあたり、宮域の西端を限る柵が、予定地の西に接する繩手池東堤の西端を通り、西面中門の推定位置は、予定地北辺から北30mの地点である。

当研究所では、学校建設に先立って、昭和47年3月以来、三次にわたる調査を実施し、現在までに、90aの発掘を終えた。

予定地内の調査は、未だ完了していないが、以上の三次にわたる調査によつて、予定地のほぼ全域を占める官庁ブロックの存在が明らかになった。以下、その概要を報告する。

調査地域の全域で、黒色土器・瓦器を伴う中世の溝を多数検出した。これらの溝は、南北方向に、あるいは東西方向に、ほぼ現在の水田の方向に一致して走っており、いずれも、藤原宮廃絶後の水田耕作に関連する遺構と考えられる。ほかに、この時期の土塙を検出しているが、この時期の建物跡は皆無である。

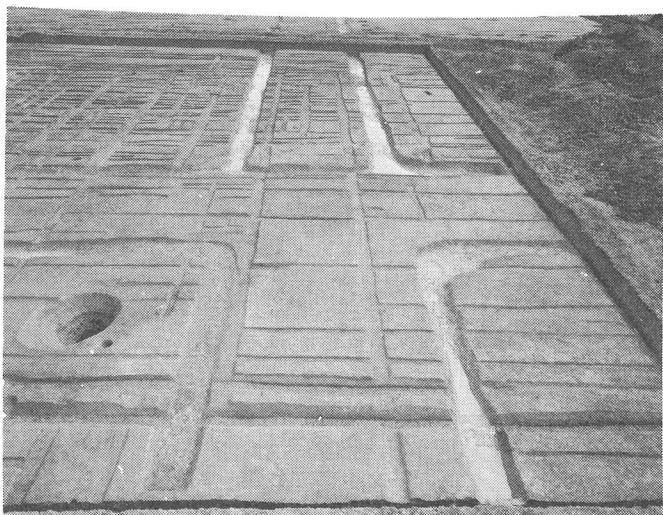
中世の溝の大半が、藤原宮の遺構面まで掘り込んでいるために、藤原宮期の遺構の検出は困難をきわめた。以下、藤原宮期の主要な遺構について述べる。

検出した主な遺構は、掘立柱建物11、柵3、井戸6、土塙5と、調査地域の南半で交差する東西と南北方向の道路およびその側溝である。これらの遺構は、東西方向の道路SX1081とそれに交差する南北方向の道路SX1082によって区画された時期（A期）と、SX1081・1082の側溝を埋めて、東西棟のSB1200

を中心に、SB1100・SB1110・SB1020などの大規模な掘立柱建物を整然と配した官庁ブロックが形成された時期（B期）の前後二時期に分かれる。

A期 —— SX1081・1082は、幅1m前後の側溝を伴う道路で、いずれも幅約6m。SX1081は、SX1082との交差点以東では、西の部分より約1m北に寄っている。SX1081の側溝は、交差点でそれぞれ南北に折れてSX1082の側溝につながるが、SX1082の東側溝のみは、SX1081を横切る浅い溝になって南北に連続している。また、東にのびるSX1081の側溝は東西柵SA1215の西端近くで一段浅くなり、輪郭の不鮮明な浅い溝になって調査区外にのびている。この東西柵SA1215とSA1215に接続する南北柵SA1216とは、その配置の関連性から、SX1081・1082と同時期のものと推定される。SA1215・1216で区画された中にある、倉庫風の建物SB1210もこの時期のものであろう。なお、SX1081・1082の側溝からは、多量の土器が出土したが、瓦は一片も検出されなかった。一方、後に述べるB期の遺構—掘立柱建物の柱穴、井戸、土塙の埋土からは、少量ながら瓦が検出されている。この事実は、A期の遺構の性格について一つの示唆を与えるものであろう。

B期 —— B期は、この地域が一つの官庁として形を整えた時期であり、極めて整然として建物配置がみられる。桁行18間（総長49.9m）の長大な東西棟



道路 SX1081・1082（西より）

建物SB1200を北に置いて、その南方の東西に、ほぼ同規模の南北棟建物SB1020・SB1100・SB1110を配し、これらの建物の間は、東西幅50m余におよぶ広い空間を残している。この広場の中央部には、東西幅6m、南北33mを測る長大な方形の土塙SK1140がある。

出土遺物は少ないが、北半部で完形の軒平瓦・丸瓦などが出土した。

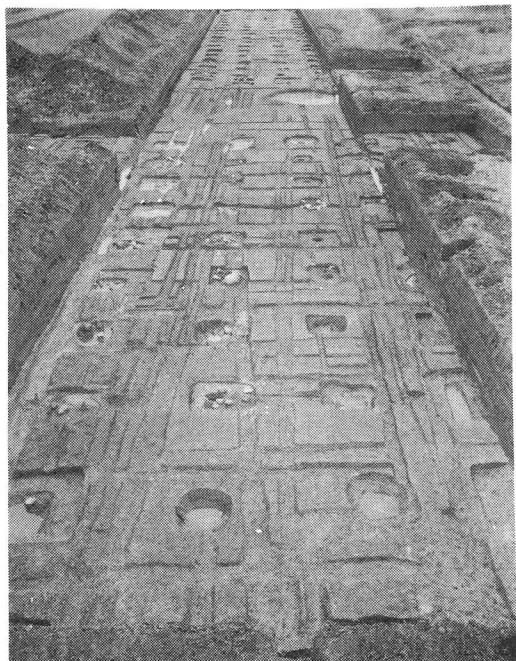
4棟の掘立柱建物は、柱間にかなりの長短（別表参照）があるが、いずれも柱間9尺（約2.67m）等間を意識して建てたものとみられ、各建物の配置もまた、この9尺を単位寸法として計画されたようである。SB1100・SB1110はその西側柱列をSB1200の西妻にそろえて建てられており、SB1200南側柱列とSB1100の北妻の間は柱

間4間分、SB1100とSB1110との間は柱間5間分をあけて建てられている。また、SB1020北端の西側柱は、SB1200東端の南側柱から東へ柱間6間分、南へ3間分の位置にある。したがって、SB1100東側柱列とSB1020西側柱列との間は、柱間21間分あいていることになる。

SB1100とSB1110では、当初の側柱のみの建物（SB1100A・SB1110A）を後に、総柱の建物（SB1100B・SB1110B）に建てかえている。SB1200・SB1020では建てかえは認められないので、この建てかえはB期のうちに行なわれたのであろう。SB1100A・Bの柱穴では、柱穴の底に、人頭大の河原石をならべた敷石が認められ、SB1100Aの柱穴では、さらにこの敷石の上に、柱位置を囲んで並べた小石が検出された。いずれも、軟弱な地盤における、掘立柱の不同沈下や横ずれを防ぐためのものであろう。

SB1020では、南半の11間分に、床束の礎石が検出された。浅い円形の掘り方の中に、30～40cm大の自然石をすえたもので、東西側柱の内側と両側柱の間を三等分する位置にある。南半の11間分を床張りにしたものと考えられる。

B期では、ほかに、SE1105をはじめとする、井戸3基がある。SB1100とSB



建物 SB1100・1110（北より）

1110 の間にある井戸 SE1105 からは、土器・木簡・斎串・鋤の未成品・かご・鮑の殻など、多量の遺物が出土した。木簡は 2 点あり、つけ札一点と文書風断片一点である。SE1150・1160 では井戸枠が残っていた。前者は四枚の縦板を方形に組合せ、後者では、横板を井桁組みにしている。後者の用材は建物部材を転用したものである。なお、所属時期が不明（A 期？）であるが SB1200 東辺で検出した井戸 SE1205 でも、縦板組の井戸枠があり、四隅の支柱に、建物の柱材を用いていた。

以上が、鴨公小学校建設予定地において実施した、第 5・6・7 次調査の概要である。最後に、調査の成果と問題点を簡単にまとめておきたい。

この地域では、藤原宮期の遺構に、A 期、B 期の前後二時期のものが認められた。A 期には、調査地域の南半で交差する東西と南北方向の道路 SX1081・1082 があり、この道路によって、この地域は四分されている。東南のブロックには、柵 SA1215・1216 で囲まれた一郭がある。宮域との関連から、この道路の位置をみると、東西方向の道路 SX1081 は、西面中門から南へ 1 町（約 132.5m = 京条坊の町割り計画寸法）、南北方向の道路 SX1082 は、宮中軸線から西へ 3 町の位置にある。柵 SA1215・1216 に囲まれた部分の内部の調査が進んでいない現在、断定的なことはいえないが、この時期の遺構はきわめてまばらで、とくに、規模の大きな建物は 1 棟もない。藤原宮造営当初の姿を示すものかもしれない。

B 期になると、A 期の道路は廃絶され、調査地域西半を中心とする官庁ブロックがつくられる。B 期は藤原宮の盛期である。南北棟建物 SB1100・1110 は、この時期に建てかえが行なわれている。現在のところ、長大な掘立柱建物を整然と配した、この官庁の性格を推定する材料は極めてとぼしい。平城宮、平安宮では、宮西辺のこの地域に馬寮が置かれている。細長い南北棟建物の存在が目立つ点に、平城宮馬寮といくぶんの類似が認められるが、ほかに、この官庁を同種のものとする根拠はない。B 期に形成された官庁ブロックの性格の究明は、今後の調査に待ちたい。

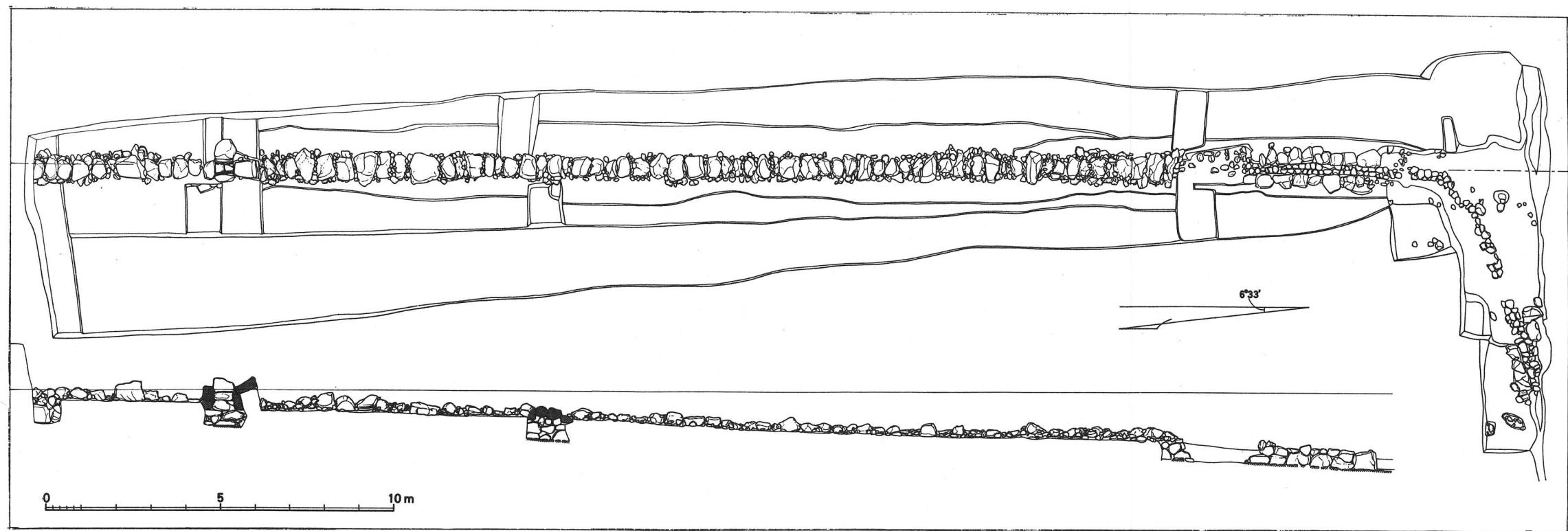
藤原宮第5・6・7次調査検出主要遺構

	遺構	柱間数		総長(m)		備考	
		桁行	梁行	桁行	梁行		
A 期	SX 1081 東西道路	2 × 2	3.0 3.0	幅 6 m 幅 6 m 総柱の倉庫風建物			
	SX 1082 南北道路						
	SB 1210 建物						
	SA 1215 東西柵						
	SA 1216 南北柵						
	SE 1225 井戸						
B 期	SB 1020 南北棟	2 0 × 2	5.4.0	5.5	南 11 間分床張り		
	SB 1100A "	1 8 × 3	5 1.0	8.0	北から 1 間目にしきり(?)		
	SB 1100B "	1 8 × 3	5 0.3	8.0	総柱		
	SB 1110A "	1 8 × 3	4 8.0	7.8			
	SB 1110B "	1 8 × 3	4 9.7	7.8	総柱		
	SB 1200 東西棟	1 8 × —	4 9.7	—			
	SA 1170 南北柵	3	1 6.2	SD 1020 に伴う柵			
	SE 1105 井戸						
	SE 1150 "						
	SE 1160 "						
	SK 1140 土塙						
不明	SB 1010 東西棟	5 × 2	1 1.2	4.8	総柱の倉庫風建物		
	SB 1011 南北棟	3 × 2	4.1	4.1			
	SB 1019 東西棟	3 × 2	6.4	4.6			
	SB 1040 南北棟	3 × 2	5.6	3.7			
	SB 1220 "	4 × 2	6.8	3.4	SB 1020 より古		
	SB 1230 東西棟	3 × 2	5.6	3.0			
	SE 1205 井戸						
	SE 1235 "						
	SK 1245 土塙						

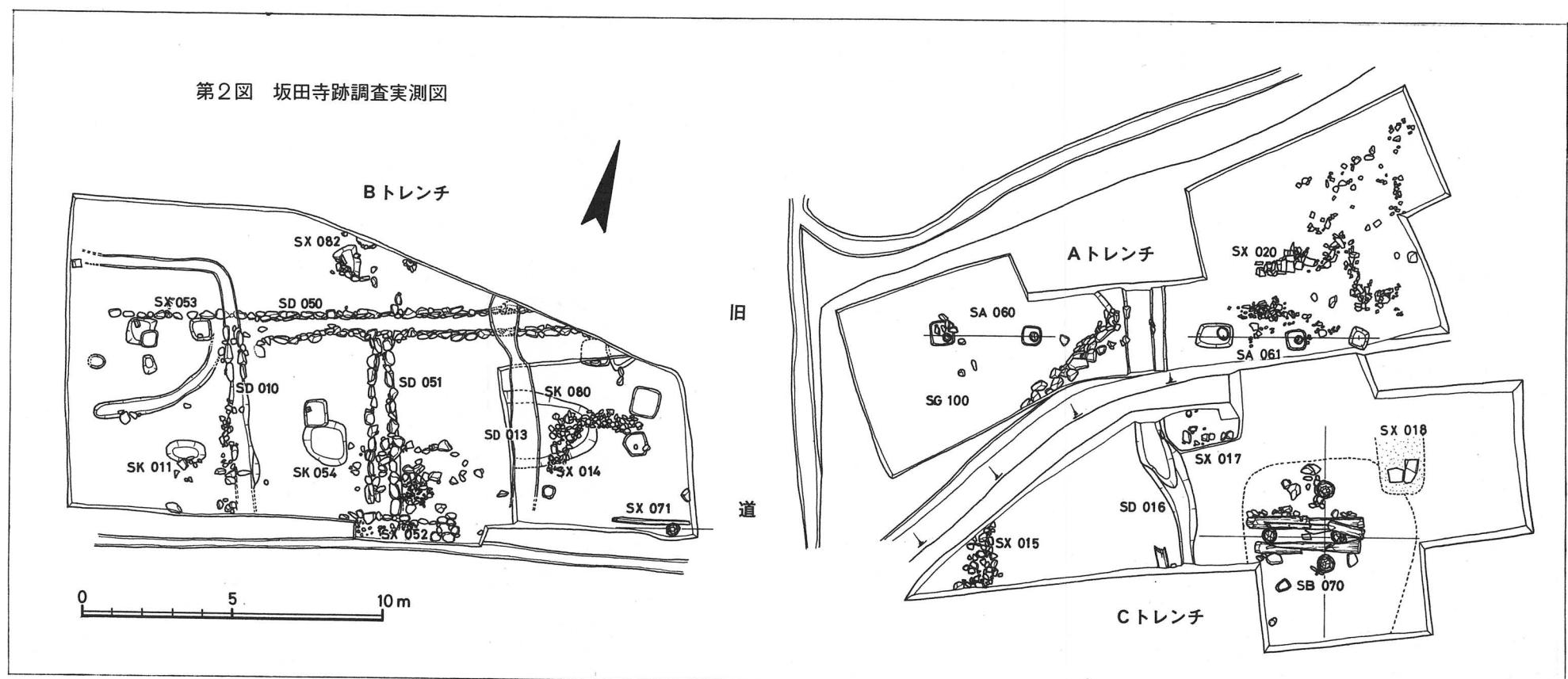
調査地地籍地番

飛鳥資料館建設地	高市郡明日香村大字奥山 573～85, 588, 591～611 1, 705
坂田寺跡	” 祝戸字立石 183, 190 大字坂田字 ドウノウラ 291
奥山久米寺跡	” 奥山 645 (寺口氏宅), 669, 670 (西田氏宅)
飛鳥淨御原宮跡推定地	” 飛鳥 207
藤原宮跡	橿原市繩手町 301-3, 316-1, 317-1, 318-1, 319～25 327-1・2, 328, 329-1・3, 330

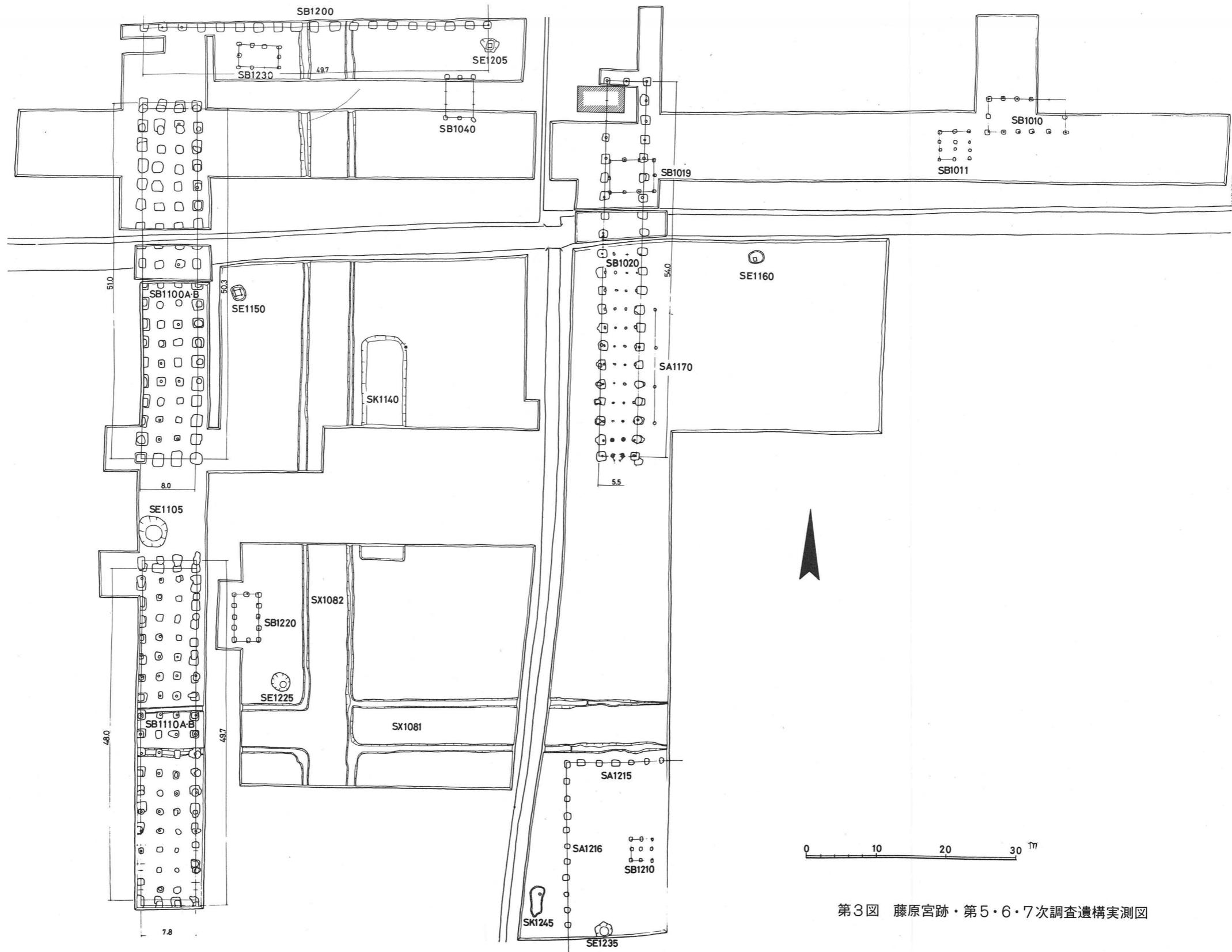
※ 方位は国土方眼座標の北を示す。



第1図 飛鳥資料館建設地大石組暗渠実測図



第2図 坂田寺跡調査実測図



第3図 藤原宮跡・第5・6・7次調査遺構実測図